

# 福祉バザー

## 内容

日頃多くの場において活動している地区社会福祉協議会や福祉団体、福祉施設の財源確保と広報啓蒙活動のため、年1回福祉バザーを開催しております。

バザーの収益金は各団体の財源として有効に活用しております。

## 出店団体

地区社会福祉協議会・ボランティア連絡協議会登録団体・市内福祉施設などが参加しております。

\*一般団体及び個人の出店は要綱に基づき会長が認めた場合に限りです。

## 出店を希望される場合

例年出店している福祉団体には開催前に参加の有無・出展内容について確認をさせていただきます。(文書を郵送)

また、新たに参加希望される福祉団体や一般の個人・団体の方は当協議会の広報を確認しお申し込みください。

\*食品加工品の販売は、保健所等で指定されている加工品表があるものに限りです。



## バザーにご来場いただく場合

例年10月頃、会場を富津市総合社会体育館で予定しておりますが、変更になることもあります。

開催日時・場所はポスター・チラシ・福祉ふっつ等で確認してください。

# 車いす貸与

## 目的

怪我や高齢で車いすを必要とする方へ通院や外出の為に貸出を行っています。

## 利用できる方

市内に住んでいる方

## 費用

①1週間以内での利用は無料ですが、1カ月以上経過していれば次回も無料となります。

②1カ月につき、500円の利用料。



## 申請・利用の手続き

- 当協議会にて、申請書にご記入いただき、利用料をお支払いいただきます。
- 大佐和地区地域包括支援センター・天羽老人憩の家でも受付できます。
- 基本的に即日の貸出が可能です。
- なお、貸出、返却の際は申請者ご自身で運搬をお願いします。

## 利用にあたっての留意点

- ①1カ月申請をされた方で、1週間以内に返却されても利用料の返納はできません。
- ②1カ月以上の利用を希望の場合は、再度当協議会にて更新申請をしていただき、利用料をお支払いいただきます。
- ③1週間の利用期日を過ぎた場合、1カ月利用となり、500円領収させていただきます。

# 福祉カー貸出事業

## 内容

ボランティア活動されている団体や個人がボランティア活動などで車両が必要になった時に、当協議会で管理しているワゴン車(ETC付き)又はリフト車の貸出を行っています。



## 利用できる方

市内に住所がある方で以下に該当する団体や個人となります。

- ①登録ボランティア
- ②社会福祉団体
- ③その他会長が適当と認めたもの

## 費用

原則無料ですが、燃料費は利用される方が負担してください。(貸出時に燃料を満タンにしておきますので、満タンにして返却してください)

## 乗車人数

- ワゴン車 10名(運転手含む)
- リフト車 10名(運転手・車いす含む)

## 申請・利用の手続き

- ①当協議会に電話又はお越しいたご、利用する予定日を予約してください。
- ②次に申請書をご記入いただきます。なお、申請時に運転される方の免許証番号をご記入いただきます。

## 利用にあたっての留意点

車両保険適用年齢がありますので、申請する時にご確認ください。

